

1

2

3

4

第3次イノシシ管理計画 (中間案)

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

令和3年11月

16

岩手県

目 次

1		
2	1 計画策定の目的及び背景	1
3	(1) 計画策定の目的	1
4	(2) 計画策定の背景	1
5	2 管理すべき鳥獣の種類	2
6	3 計画の期間等	2
7	(1) 計画の期間	2
8	(2) 計画の見直し	2
9	4 対象地域	2
10	5 イノシシに関する現状	3
11	(1) 生息状況	3
12	(2) 捕獲状況	4
13	(3) 被害状況	5
14	(4) 狩猟者の動向	6
15	6 管理計画の評価と改善	6
16	7 管理の目標	6
17	(1) 基本目標	6
18	(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方	6
19	8 管理の実施	7
20	(1) 地域区分	7
21	(2) 個体数管理	8
22	(3) 被害防除対策	10
23	(4) 生息環境管理	10
24	(5) モニタリング調査	10
25	9 その他管理のために必要な事項	11
26	(1) 各機関・団体等の果たす役割	11
27	(2) 普及啓発	12
28	(3) 人材の確保育成	12
29	(4) 他県との連携	12
30	(5) 鳥獣被害防止計画との調整	13
31	(6) 錯誤捕獲対応の実施体制	13
32	(7) 感染症及び安全対策の実施	13
33		

1 計画策定の目的及び背景

(1) 計画策定の目的

この第二種特定鳥獣管理計画は、県内に生息するイノシシを鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第7条の2の規定に基づく第二種特定鳥獣として、科学的かつ計画的な管理を実施することにより、生息域拡大と農業被害の抑制を図ること、またいわて県民計画（2019～2028）及び岩手県環境基本計画並びに第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、多様で優れた環境を守り次世代に引き継ぐことを目的とする。

(2) 計画策定の背景

イノシシ（ニホンイノシシ）は、本州、四国、九州に広く分布しており、昭和30～40年代から増加・拡大傾向に転じたとみられ、全国的には、1978年度調査から2020年度調査の間で約1.9倍に拡大しており、近年、これまでイノシシの分布の空白地帯とされていた東北地方や北陸地方等の積雪地域でも生息が確認されるようになった。本県においては、明治中期から末期に絶滅したとされているが、平成23年9月に一関市で1頭が有害捕獲されて以降、捕獲数が増えている。

国では、平成25年に「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を取りまとめ、令和5年度までにニホンジカとイノシシの個体数を半減することを掲げ、平成26年に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を改正し、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣としてイノシシを指定し、指定管理鳥獣捕獲等事業（以下「指定管理事業」という。）を導入した。

令和元年度末時点における全国の推定個体数は、中央値で80万頭（90%信頼区間：約58万頭～111万頭）、東北地方の推定個体数は、中央値で約8万頭（90%信頼区間：約4万頭～17万頭）とされているが、有識者によると本県はイノシシの捕獲数が少なく、生息地域に偏りがあることから、全県域の個体数推定は困難であるとされている。

令和元年度の全国のイノシシの捕獲数は64万頭で増加傾向にあり、そのうち狩猟による捕獲は約2割で横ばいだが、許可捕獲（有害捕獲）が7割以上を占めて増加傾向にある。本県の同年の捕獲頭数は346頭で増加傾向にあり、狩猟による捕獲の割合は1割未満、有害捕獲は約4割程度であり、5割を占める指定管理事業による捕獲の割合は全国に比べて高い。なお、本県はニホンジカと併せて指定管理事業の実施期間を11月から翌年2月までとし、おおむね有害捕獲と実施期間が分けられている。

令和元年度の全国のイノシシによる農業被害額は、約46億円で、野生鳥獣による被害の約3割を占めている。本県の同年の農業被害額は約1,800万円で増加傾向にあり、野生鳥獣による被害の約5%となっている。

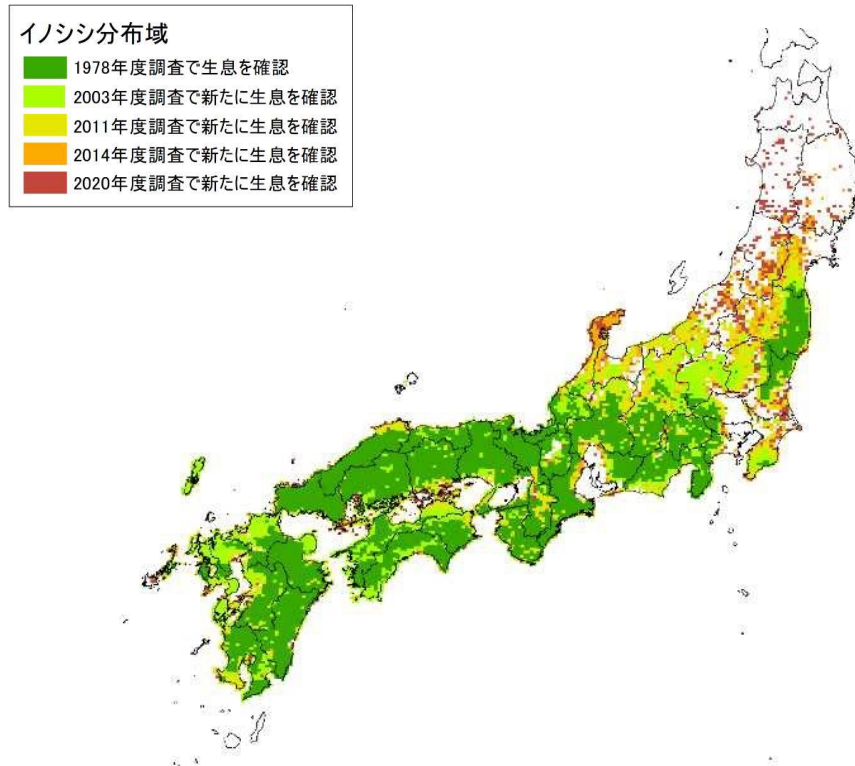
加えて、平成30年には、我が国において、豚・イノシシの伝染病である豚熱（CSF）が26年ぶりに発生し、近隣県の野生イノシシにおいても感染が確認されており、感染拡大防止又はまん延予防の観点から、野生イノシシの個体数及び生息密度の低減を目的とした捕獲強化が進められている。

また、全国的には市街地出没、人身被害の発生が問題となっており、その他には、

1 ダニ媒介感染症であるSFTS（重症熱性血小板減少症候群）等の報告数が増加傾向
2 にあることから、人身被害・感染症対策を含めた対策が求められている。

3

4



5

6

7

8

図1 全国のイノシシの分布変遷

9

(出典：第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（イノシシ編）改訂版、令和3年3月、環境省)

10

11

12

2 管理すべき鳥獣の種類

13

イノシシ (*Sus scrofa*)

14

15

3 計画の期間等

16

(1) 計画の期間

17

令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

18

(2) 計画の見直し

19

計画の期間内であっても、生息状況及び社会状況に大きな変化が生じた場合には、
20 必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

21

22

4 対象地域

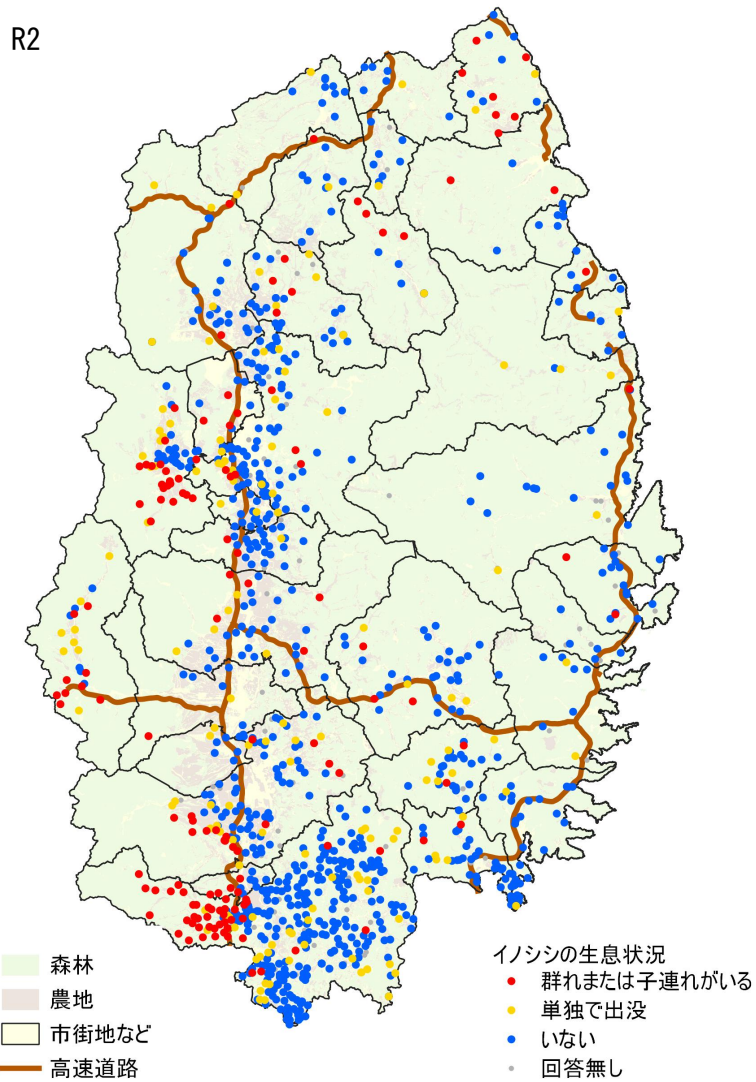
23

県内全域とする。ただし、国指定鳥獣保護区（日出島、三貫島）の地域を除く。

1
2 5 イノシシに関する現状

3 (1) 生息状況

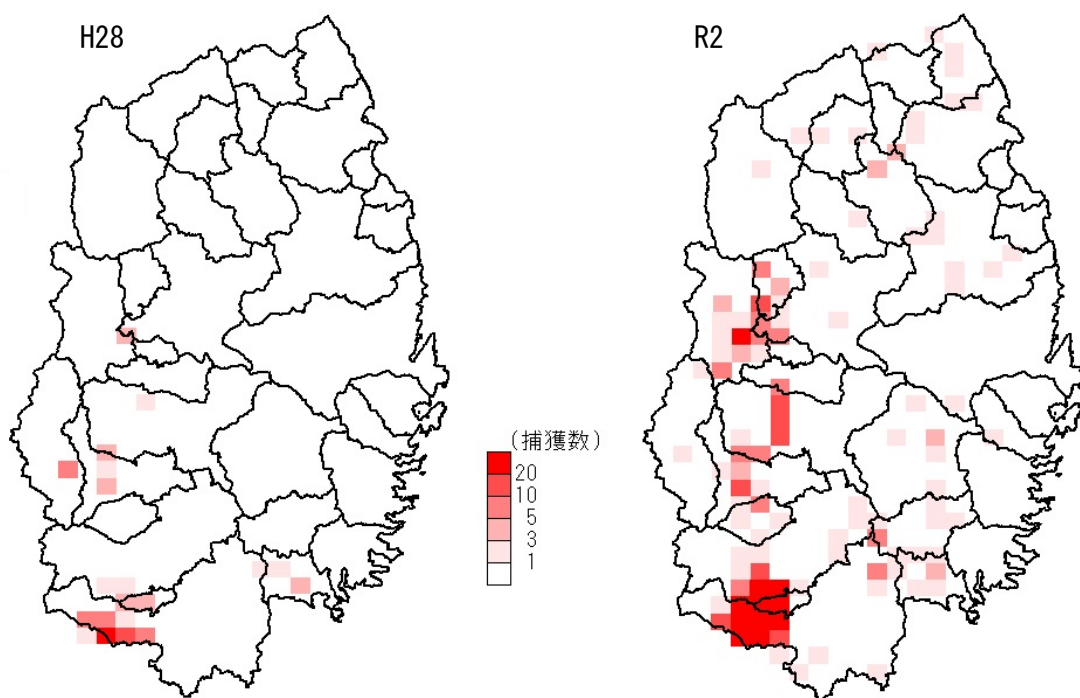
4 県内のイノシシの生息状況を把握するため、令和元年度から農業集落の代表者を対
5 象とした「野生鳥獣の生息状況等アンケート調査」（以下、アンケート調査という）
6 を実施しており、令和2年度の調査結果において、イノシシが「群れまたは単独で出
7 没している」と回答した地域は約3割で県南及び盛岡広域圏に偏りがある。特に東北
8 自動車道の西側では「群れ」で出没している地域が多く、これらの地域ではイノシシ
9 が定着している可能性が高いと考えられる。（図2）



12
13 図2 イノシシの生息状況
14

1 (2) 捕獲状況

2 本県では、平成 23 年度に県南広域振興局管内で初めて捕獲されて以降、平成 28 年
 3 度には盛岡及び沿岸広域振興局管内で（図 3）、平成 30 年には県北広域振興局管内で
 4 捕獲されており、その後、捕獲頭数は増加傾向にある。令和 2 年度には、狩猟 27 頭、
 5 有害捕獲 422 頭、指定管理事業 213 頭、合計 662 頭が捕獲されている（表 1）。なお、
 6 近年、捕獲頭数が倍増していることについては、生息頭数の増加か、捕獲技術の向上
 7 によるものかは、なお検討を要する。



28 29 30 図 3 イノシシ捕獲状況

31 表 1 イノシシ捕獲数の推移 (単位：頭)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
狩猟	0	0	15	15	15	25	13	10	11	27
有害	2	1	22	32	25	42	43	100	145	422
指定	-	-	-	-	-	27	24	133	190	213
計	2	1	37	47	40	94	80	243	346	662

32

1 (3) 被害状況

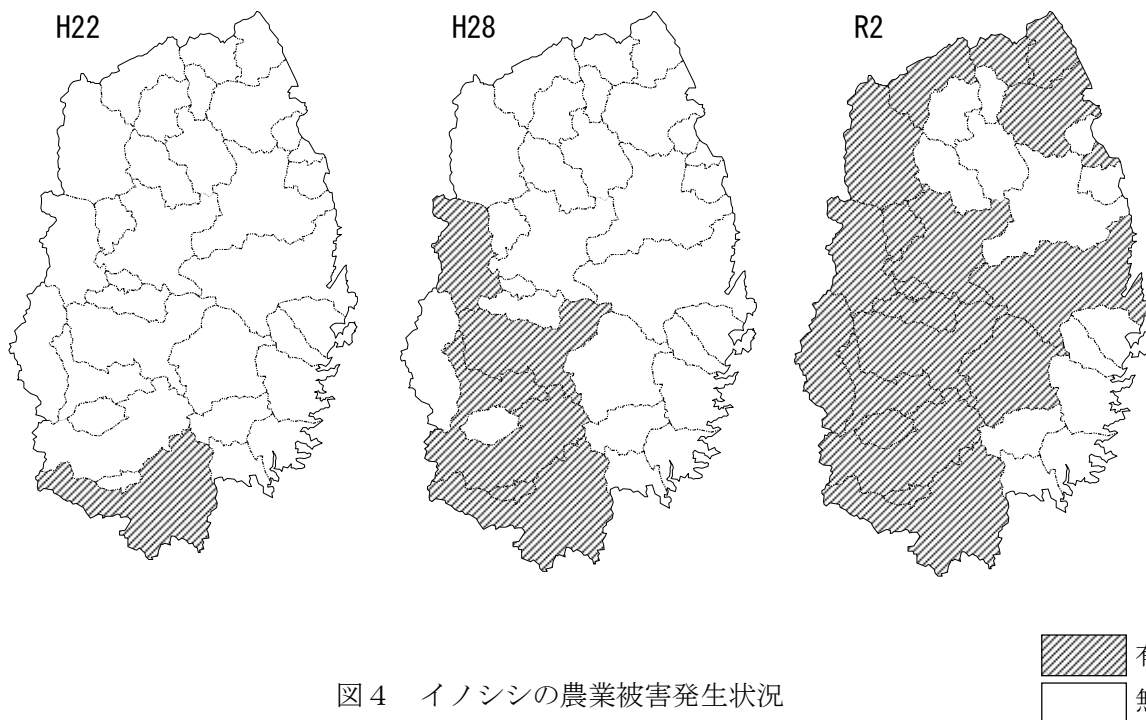
2 ア 農林業被害

3 本県におけるイノシシによる農業被害は、平成 22 年度に県南広域振興局管内で初
4 めて確認されて以降、拡大・増加しており、令和 2 年度には 20 市町村、2,700 万円
5 の被害が報告されている。(表 2、図 4)

6 作物別では大部分が稲の被害であり、その他には飼料作物、野菜及び果樹の被害
7 が発生している。被害の形態としては、作物を倒される、土を掘り返して根や根菜
8 を食べられる、泥浴びにより圃場を荒らされる等である。

10 表 2 イノシシによる農業被害額及び市町村数 (単位：千円)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
被害額	1,070	2,128	2,509	745	1,735	6,045	10,895	15,299	18,300	27,623
市町村数	1	3	1	4	5	6	6	10	13	20



イ その他の被害

全国的には、イノシシの市街地出没や人身被害等の生活環境被害が発生しており、その対応が必要となっている。

本県では、令和 3 年度に沿岸広域振興局管内でイノシシによる咬傷事故が初めて報告されており、今後、生息域の拡大に伴い被害の発生が懸念される。

1 (4) 狩猟者の動向

2 捕獲の担い手である狩猟者数は、狩猟免許所持件数をみると平成 19 年の 3,300 件程
3 度から平成 24 年度には 2,500 件程度と減少傾向を示していたが、平成 25 年度から増
4 加に転じ、令和 2 年度は 3,500 件程度で推移している。

5 なお、免許種類別では、わな猟免許所持者が増加している一方で、第一種銃猟免許
6 所持者は横ばいで推移している。

7 狩猟免許所持者に占める 60 歳以上の割合は、平成 22 年度から令和元年度までは 6
8 割を超えているが、令和 2 年度は 6 割未満となり、また各年代の狩猟者数は増加傾向
9 にある。

10 狩猟免許新規取得件数の推移をみると、わな猟免許の取得者数は、農業者を中心に
11 平成 19 年度以降増加傾向を示しており、第一種銃猟免許の取得者数は平成 27 年度ま
12 で増加し、平成 28 年度以降は横ばいで推移している。

14 6 管理計画の評価と改善

15 県では、法第 14 条の 2 に基づく指定管理事業の創設を踏まえ、平成 28 年度に第 1 次
16 イノシシ管理計画を策定し、その後、平成 29 年度に第 2 次イノシシ管理計画（平成 29
17 年度～令和 3 年度）を策定している。

18 第 2 次管理計画では、基本目標を「積極的な捕獲を実施し、生息数の抑制及び被害の
19 抑制を図ること」としたが、県内のイノシシの捕獲数が少ないこと等から個体数推定は
20 困難であり、かつ農業被害の発生地域に偏りがあること等から捕獲目標数は設定しな
21 かった。また、イノシシの生息状況を踏まえ、県内を定着、侵入及び警戒の 3 つに地域区
22 分けて対策を示したが、具体的な地域を示さなかったことから、県内一律の対策となら
23 ざるを得なかった。

24 その結果、捕獲頭数は増加したものの、生息域の拡大に伴い農業被害は増加しており、
25 更なる対策の推進が必要である。

27 7 管理の目標

28 (1) 基本目標

29 防護柵の設置や周辺環境の整備等により、農林業被害等の軽減を図るとともに、積
30 極的に捕獲を実施し、生息域の拡大の抑制や生息数の減少を図ることを目標とする。
31 併せて、総合的な取組として、「生息環境の管理」及び「被害防除対策」並びに「捕獲
32 対策」を地域ぐるみで進める。

33 また、被害の発生や捕獲データの収集・分析を進め、科学的かつ計画的なイノシシ
34 管理の促進を図る。

35 (2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

36 本県のイノシシの生息状況は全県一様ではなく、定着又は侵入期にあると考えられ
37 る。特に侵入期にあつては、侵入個体の排除、低密度状態の維持、被害拡大の防止が
38 有効であるが、イノシシの捕獲についての知識や技術が十分に普及しておらず、捕獲

1 体制が整っていない場合があることから、研修会の開催等により捕獲技術の向上に取り
2 むむ。また、防護柵の設置や農地に出没しにくくするための環境管理を推進する。
3 また、捕獲データの収集・分析し対策の効果を検証するとともに、継続的なモニタリ
4 ング調査を実施し、計画策定及び対策に反映させる。

5 6 8 管理の実施

7 (1) 地域区分

8 本県におけるイノシシの生息状況は全県一様ではなく、被害状況等も地域によって
9 異なっていることから、各地域の状況に応じて対策を実施する。(表3、図5)

10 なお、各地域区分内にも様々な生息状況が混在している場合があるので、画一的な
11 運用とならないよう各地域の生息状況や被害状況に応じた対策を講じるものとする。

12
13
14 表3 地域区分に応じた対策

地域区分	区域	生息状況		目標及び重点対策
奥羽山脈	北上川及び馬淵川(平糠川)以西の区域	定着地域	群れで出没する等定着している可能性が高く、農業被害が多い。	目標：個体数増加抑制及び被害低減 ・捕獲強化(加害個体の捕獲) ・行動圏の把握(GPS調査等) ・防護柵等による被害防止 ・生活被害状況の把握
北上山地	北上川及び馬淵川(平糠川)以東の区域	侵入地域	単独での出没が多く、農業被害が少ない。	目標：生息域拡大抑制 ・捕獲技術・被害防除研修の実施 ・予察捕獲の実施

15

16

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38



(2) 個体数管理

ア 狩猟による捕獲の推進

狩猟によるイノシシの捕獲を推進するため、イノシシに係る狩猟期間を11月1日から3月31日までに延長する。

イ 有害鳥獣捕獲の推進

被害発生状況（場所、程度、時期等）を把握し、効果的かつ効率的な有害捕獲を推進する。特に農業被害の軽減及び被害発生地の拡大防止のため以下の取組を優先的に実施する。

(ア) 農地周辺のイノシシの定着防止

農地周辺に定着したイノシシにより継続した農業被害が発生している地域においては、農業被害の抑制のため、農地周辺での有害鳥獣捕獲を実施する。

使用するわなの種類については、シカの有害捕獲においてくくりわなが多く使用されている現状を踏まえつつ、農地周辺では、群れごと捕獲することができる箱わなの使用を促進する。

なお、箱わなを使用する際には、ツキノワグマの錯誤捕獲防止のため、30cm四方の脱出口付き箱わなの使用を促進する。

1 また、夏季は周辺環境にイノシシのエサが豊富に有り、箱わなによる捕獲効率
2 が低下することから、くくりわなの使用が必要となるが、周辺の安全や錯誤捕獲
3 について十分に検討のうえ使用する。

4 **(イ) 地域ぐるみの捕獲体制の整備**

5 農地周辺におけるわなを使用した捕獲には、こまめな見回り等が必要であり、
6 狩猟者や農家等地域住民が一体となった捕獲活動が欠かせないことから、地域ぐ
7 るみの捕獲体制の整備を促進する。

8 また、一定条件のもとに従事者の中に狩猟免許を受けていない者を補助者とし
9 て含むことができる制度を活用し、地域ぐるみによる捕獲を促進する。

10 **(ウ) 予察捕獲の推進**

11 被害が発生しない地域であっても、生息状況を踏まえ、予察捕獲（被害を未然
12 に防止するために実施する有害捕獲）により、有害捕獲を促進する。

13 **ウ 指定管理事業の推進**

14 **(ア) 目的**

15 イノシシの生息数の増加や生息域の拡大により、農業被害が発生していること
16 を踏まえ、捕獲の強化により農業被害の抑制と生息域の拡大の防止を図る。

17 **(イ) 実施期間**

18 令和4年4月1日～令和9年3月31日

19 **(ウ) 実施区域**

20 県内全域

21 **(エ) 事業の目標**

22 イノシシの個体数及び農業被害の低減を図るため、狩猟及び市町村による有害
23 捕獲の実施状況及び過去の指定管理事業による捕獲実績等を踏まえ、年度ごとに
24 設定する。

25 **(オ) 実施方法**

26 認定鳥獣捕獲等事業者等に委託

27 **(カ) 実施結果の把握並びに評価**

28 年度ごとに、捕獲実績に基づき分析及び評価を行い、農業被害及び生息状況等
29 の情報とあわせてイノシシ管理検討委員会に報告する。

30 **(キ) 実施者**

31 岩手県

32 **エ 捕獲の担い手の確保・育成**

33 狩猟者の減少や高齢化は、野生鳥獣の管理の円滑な実施に支障をきたすおそれ
34 あることから、狩猟者の確保に向けて狩猟に対する県民の関心の喚起や狩猟免許を
35 取得しやすい環境整備等の取組を推進するとともに、狩猟免許取得後の技術向上に
36 向けて講習会を開催する等、関係機関等と連携を図りながら狩猟者の確保・育成を
37 推進する。

38 また、経験が浅い狩猟者の捕獲技術の向上のため、熟練狩猟者による捕獲技術等

1 の伝達・継承を内容とする技術研修会等の開催や、鳥獣保護管理に関する人材登録
2 事業（鳥獣プロデータバンク）を活用した事業による狩猟者の確保・育成を検討す
3 る。

4 (3) 被害防除対策

5 ア 防護柵の設置の促進

6 農業被害を抑制するためには、個体数管理だけでは困難なことから、防護柵の設
7 置を中心とした防除対策を促進する。

8 なお、防護柵には様々な種類があり、設置方法も様々であることから、設置場所
9 及び環境に応じて、定期的な維持管理を支援する。

10 特に、侵入初期段階において、イノシシが定着する前に迅速に対策を実施するこ
11 とが重要であることから、近隣自治体等において被害等が確認された場合には対応
12 の準備を支援する。

13 また、防護柵は、シカやツキノワグマ対策にも効果的であることから、イノシシ
14 の特性や地域の実情をよく理解した上で、それらへの対策も考慮して設置するよう
15 支援する。

16 イ 地域ぐるみの被害防止体制の整備

17 効果的かつ継続的に被害防除対策を行うためには、地域住民からの生息情報や被
18 害情報の収集、面的な防護柵の設置、防護柵設置後の継続的な維持管理等、地域が
19 一体となった取組が重要であることから、これら取組を実施するための研修会等を
20 開催する等、地域ぐるみの被害防止体制の整備を促進する。

22 (4) 生息環境管理

23 鳥獣が生息する山林と農地との間に鳥獣が身を隠すことができない見通しの良い緩
24 衝帯を設置する等、人と鳥獣の棲み分けを進めることが重要であることから、鳥獣被
25 害防止総合対策交付金の活用を含め、イノシシの隠れ家等となる耕作放棄地や農地に
26 隣接したやぶの刈払いを促進する。

27 また、農地に放置された収穫残さや放棄果樹等の適切な処分の必要性についても普
28 及啓発を行う。

29 (5) モニタリング調査

30 管理計画の不確実性を補い、科学的かつ計画的な管理施策を推進するため、生息状
31 況や被害状況等について、モニタリング調査を継続的に実施する。（表4）

32 また、モニタリング調査の結果をもとに、管理対策の評価を行うとともに、管理計
33 画に反映（フィードバック）させることとする。

1 表4 モニタリングの内容

項 目	内 容
① 捕獲情報の収集	狩猟、有害捕獲及び指定管理事業の捕獲報告票から捕獲数、捕獲場所、目撃効率、捕獲効率等を把握することにより、事業評価及び個体数推定の基礎データとする。
② 農業被害状況等の把握	県や市町村農林部局による農業被害金額及び被害量調査に加え、アンケート調査により集落単位で被害状況を把握に努める。
③ 生息状況・行動圏の把握	県内のイノシシ個体数の推定が困難であることを踏まえ、アンケート調査により農業集落単位で生息状況等の把握に努めるとともに、GPS発信器を用いた行動圏調査の実施により地域及び季節ごとのイノシシの行動圏の把握に努め、捕獲及び防除対策等の資料とする。
④ 生活環境被害の把握	市町村等と協力のもと市街地出没及び人身被害の情報収集・共有するとともに、アンケート調査において全県域の発生状況の把握に努める。
⑤ 個体数推定手法の検討	先進研究事例等を参考に、定着地域における個体数推定手法を検討する。

2 ※ アンケート調査及びGPS調査は隔年を目安に実施する。

3 ※ 畜産部局によるイノシシの豚熱ウイルス感染状況モニタリング調査については、
4 捕獲状況の提供等により調査協力する。

5

6 **9 その他管理のために必要な事項**

7 管理計画の目的を達成するため、県、市町村、集落・地域住民、狩猟者団体、大学・
8 民間団体等が分担して役割を担い、相互に連携することが重要である。

9 **(1) 各機関・団体等の果たす役割**

10 **ア 県**

11 県は、国からの指導又は助言等を踏まえ、鳥獣保護管理事業計画、管理計画の作
12 成及び見直しを行うとともに、関係部局と連携して各種管理施策を実施する。

13 また、捕獲数の取りまとめや各種モニタリング調査の実施により個体数管理に努
14 めるとともに、先進研究事例等を参考に、定着地域における個体数推定手法につい
15 て検討する。

16 **イ 市町村**

17 市町村は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成し、地域の状況に応
18 じた有害捕獲、防護柵設置等の被害防除対策及び生息環境管理について関係団体と
19 連携の上、総合的に実施する。

20 なお、効果的かつ効率的な被害防止対策のため、被害発生地及び被害状況等の把

1 握に努める。

2 また、地域が一体となった被害防止対策を推進するため、地域住民や県関係部局
3 と連携し、体制づくりに取り組む。

4 加えて、イノシシによる人身被害事例及び市街地出没が発生した場合は、情報収
5 集に努め、必要に応じて関係部局と連携して対応する。

6 **ウ 集落・地域住民**

7 防護柵の設置・管理、藪の刈り払い、誘引物（廃棄農作物の管理、放棄果樹の管
8 理）の除去は、集落・地域住民が主体となって実施する。

9 また、地域ぐるみで組織的、面的に対策を実施することが重要であることから、
10 行政と連携し効率的な体制で実施する。

11 **エ 狩猟者団体**

12 個体数管理に重要な役割を担う狩猟者団体は、管理計画に沿った狩猟捕獲の推進
13 に努めるとともに、効果的な有害捕獲の実施について市町村等を支援する。

14 また、県が行う捕獲、生息状況及び捕獲個体調査等のモニタリングに協力する。

15 **オ イノシシ管理検討委員会**

16 学識経験者、行政機関及び関係団体等で構成するイノシシ管理検討委員会は、管
17 理計画の作成及び見直し並びに各種管理施策について、必要な検討及び助言を行う。

18 また、県が行うモニタリング結果の評価、分析及び助言を行う。

19 **カ 大学・民間団体等**

20 大学や民間団体等は、イノシシ被害防止や新技術による捕獲の実証等、県が行う
21 捕獲・生息状況の分析等に対し助言を行う。

22 **(2) 普及啓発**

23 イノシシは自然増加率が高いため、侵入初期における対策（侵入個体の排除、低密
24 度状態の維持）が重要であるが、侵入初期の地域では生態に関する知識や捕獲技術が
25 十分に普及していない。

26 このことから、地域の状況に応じて、県、市町村及び関係団体等が連携し、イノシ
27 シの生態や捕獲技術、効果的な防除方法、耕作放棄地等の生息環境管理についての研
28 修会の開催や各種広報媒体等を活用し、普及啓発に努める。

29 **(3) 人材の確保育成**

30 狩猟や有害捕獲といった個体数管理の重要な担い手である狩猟者の高齢者の割合が
31 高いことから、県、市町村及び狩猟者団体が連携を図りながら確保・育成に努める。

32 また、地域ぐるみの被害防止対策を効果的に行うため、鳥獣の生態や被害防止技術
33 を理解し、的確な対策を実践・指導できる地域リーダーの確保・育成に努めるととも
34 に、県外の有識者等との連携強化による研修会等を開催し、有効かつ先進的な取組の
35 導入を図る。

36 **(4) 他県との連携**

37 本県と隣接する宮城県及び秋田県においても、イノシシの生息域が拡大しているこ
38 とから、情報交換を行い、捕獲手法の検討や個体数管理に努める。

1 (5) 鳥獣被害防止計画との調整

2 鳥獣被害防止特措法に基づいて市町村において作成される鳥獣被害防止計画の内
3 容については、管理計画の内容を踏まえて作成する。

4 なお、県内のイノシシの個体数推定は困難とされているが、県は広域的な捕獲状況
5 等を取りまとめて提供することで、市町村の被害防止計画の策定を支援するとともに、
6 定着地域の市町村にあっては、捕獲目標数の設定及び事業の評価に努める。

7 (6) 錯誤捕獲対応の実施体制

8 本県全域がツキノワグマの生息区域であることを踏まえ、捕獲従事者は、箱わなの
9 設置に当たりツキノワグマも好む米ぬか等の誘引エサを用いない防止策を実施する
10 とともに、わなの見回りに努める。また、設置したわなの周辺でクマの生息が確認さ
11 れた場合わなを移動する等、錯誤捕獲の発生予防に努める。

12 (7) 感染症及び安全対策の実施

13 豚熱（CSF）対策について、令和3年10月時点で本県において豚及び野生イノ
14 シシの感染は確認されていないが、宮城県及び山形県の野生イノシシでの発生を踏ま
15 え、農林水産部局との連携のもと、死亡イノシシや捕獲個体を用いたモニタリング検
16 査を継続して実施する。また、一般的な豚熱対策において、野生イノシシの捕獲強化
17 を図っていくことが重要となるが、野生イノシシの感染が確認された地域における捕
18 獲行為は、ウイルス拡散のリスクが伴うことから、「CSF・ASF対策としての野
19 生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」を参考の上、発生時に必要な防疫措
20 置がとれる体制の整備に努める。

21 各捕獲事業の実施主体は、捕獲従事者に対してイノシシが関係する人獣共通感染症
22 （SFTS：重症熱性血小板減少症候群、野兔病、ブタ回虫、E型肝炎等）について
23 注意喚起を行う。